

受験資格の変更点

ガイドライン第7章 特記事項（重要）

9. 2027年度からは、防災士資格取得試験の受験資格の有効期間を研修機関における研修履修の年度及び翌年度に限定することとします。

例1

令和8年度（2026年度）までに防災士養成講座を受講し不合格（または未受験）となり、令和8年度中に（再）試験を受けたい場合、どの会場でも受験可能。

例2

令和8年度より前に防災士養成講座を受講し不合格（または未受験）となり、令和9年度（2027年度）以降に（再）試験を受けたい場合、再度防災士養成講座を受講する必要がある。

例3

令和8年度に防災士養成講座を受講し不合格（または未受験）となり、令和9年度までに（再）試験を受けたい場合、どの会場でも受験可能。

例4

令和8年度に防災士養成講座を受講し不合格（または未受験）となり、令和10年度（2028年度）以降に（再）試験を受けたい場合、再度防災士養成講座を受講する必要がある。

※例1及び例3の場合は再受験料の支払は不要（未受験者にあつては受験料の支払が必要）

※例2及び例4の場合は改めて教本購入及び受験料の支払が必要

受験資格確認フロー

対象者：再試験者または未受験者

防災士養成講座を受講した年度が
2026年度以降ですか？

YES

NO（2025年度以前）

講座受講年度中に試験
を受験予定ですか？

YES

NO

講座受講年度の翌年
度までに試験を受験
予定ですか？

YES

NO

受験資格がありますので、
試験を受験可能です。

受験資格がありません。再
度防災士養成講座を受
講する必要があります。

2026年度までに試験
を受験予定ですか？

YES

NO

受験資格がありますので、
試験を受験可能です。

受験資格がありません。再
度防災士養成講座を受
講する必要があります。